

## 角田市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、角田市犯罪被害者等支援条例（令和4年角田市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、次項で定めるもののほか、条例における用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害者 犯罪行為により死亡した者又は傷病の被害を受けた者をいう。
- (3) 傷病 医師の診断により療養の期間が1月以上を要する心身の負傷又は疾病をいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記載されているものをいう。

(支援金の給付対象者)

第3条 条例第7条の規則で定めるものは、犯罪被害者等のうち、犯罪行為により死亡した者の遺族である市民又は犯罪行為により傷病の被害を受けた市民とする。

(支援金の種類及び額)

第4条 支援金の種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定める者に給付する。

- (1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した者の遺族である市民（以下「遺族」という。）
- (2) 傷病支援金 犯罪行為により傷病の被害を受けた市民
- (3) 死体検案費用支援金 遺族支援金の給付を受けた者

2 支援金の額は、次のとおりとする。

- (1) 遺族支援金 30万円
- (2) 傷病支援金 10万円
- (3) 死体検案費用支援金 上限10万円（死体検案に要した費用であって、死体検案書料を除く。）

3 傷病支援金を給付された犯罪被害者が、当該傷病の起因する犯罪行為により死亡したときは、前項第1号に規定する遺族支援金の額から、当該犯罪被害者に給付された傷病支援金の額を控除して得た額を遺族支援金として当該犯罪被害者の遺族に給付する。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族支援金及び死体検案費用支援金の給付を受けることができる遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 遺族支援金及び死体検案費用支援金の給付を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(傷病支援金への適用)

第6条 傷病支援金の給付対象者が、犯罪行為による傷病の被害によって心神喪失の状態の場合、当該傷病支援金の給付を受けることができる者については、当該犯罪被害者が犯罪行為による被害を受けた時において、前条の規定を適用する。

(給付の制限)

第7条 市長は、次に掲げる場合には、支援金を給付しないことができる。

- (1) 犯罪被害者又はその遺族と加害者との間に同居の関係又は親族関係（第5条第1項各号に掲げる者である関係をいう。）があるとき。
- (2) 犯罪被害者又はその遺族に次のいずれかに該当する行為があるとき。
  - ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為
  - イ 暴行、脅迫、侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為
  - ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為
- (3) 犯罪被害者又はその遺族に次のいずれかに該当する事由があるとき。
  - ア 当該犯罪行為を容認していたこと。
  - イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。
  - ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他加害者と密接な関係

にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を給付することが社会通念上適切でないとき。

(遺族支援金の給付申請)

第8条 遺族支援金の給付を受けようとする者は、遺族支援金給付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

(2) 住民票の写し

(3) 犯罪被害者との続柄に関する戸籍謄本又は抄本

(4) 犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあったものであるときは、その事実を認めることができる書類

(5) 配偶者以外であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(6) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた遺族であるときは、犯罪被害者が死亡した時に当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(傷病支援金の給付申請)

第9条 傷病支援金の給付を受けようとする者は、傷病支援金給付申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 傷病を受けた日、療養に要する期間及び傷病の状態に関する医師の診断書の写し

(2) 傷病支援金の給付を受けようとする者の住民票の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

2 第6条の規定により傷病支援金の給付を受けようとする者は、前項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、前条第3号及び第4号又は第5号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(死体検案費用支援金の給付申請)

第10条 死体検案費用支援金の給付を受けようとする者は、死体検案費用支援金給付申請書(様式第3号)を第8条に規定する遺族支援金の給付申請に併せて、死体検案に要する費用が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支援金の申請期限)

第11条 前3条の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支援金の給付決定)

第12条 市長は、第8条から第10条までの規定による申請があったときは、その内容を審査の上、給付の可否を決定し、犯罪被害者等支援金給付（不給付）決定通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第13条 前条の規定により支援金の給付の決定を受けた者が当該支援金を請求するときは、市長が定める日までに犯罪被害者等支援金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(報告等)

第14条 市長は、必要に応じて、申請内容その他提出された書類について支援金の給付を受けた者から報告を求め、及び職員が調査することに同意を求めることができる。

(給付決定の取消し等)

第15条 市長は、第12条の規定により支援金の給付の決定を受けた者が、偽りその他不正な申請であること又は第7条各号のいずれかに該当することが判明した場合は、当該決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、既に給付された支援金の返還を求めるものとする。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。